

株式会社トモニー・きずな

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

1. 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する基本的な考え方

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者サービスや児童福祉法に基づく障害児サービス、介護保険法に基づく介護サービス等を提供する事業者には、サービスの利用者の健康と安全を守るための支援が求められている。利用者の安全管理の観点から感染症及び食中毒の対策はきわめて重要であり、利用者の安全確保はサービスを提供する部門・事業所の責務であることから、感染症及び食中毒の発生を未然に防止するとともに、発生した場合には感染症及び食中毒が拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築することが必要である。

株式会社トモニー・きずなでは、感染症及び食中毒の予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応など、部門・事業所における感染症及び食中毒の予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い支援・介護の提供を図るよう努める。

2. 感染症及び食中毒の予防対策に向けた組織に関する事項

- (1) 当社では感染症及び食中毒の発生や拡大を防止するために、感染症等対策委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、その開催結果についてはそれぞれの職員に周知徹底を図る。
 - (2) 委員会において検討する事項は、次のとおりとする。
 - ① 部門・事業所の感染症及び食中毒に関する課題を明確にし、対策の方針・計画を定めること。
 - ② 感染症及び食中毒の予防に関する決定事項や具体的対策を部門・事業所全体に周知すること。
 - ③ 部門・事業所における感染症及び食中毒に関する問題を把握し、問題意識を共有・解決すること。
 - ④ 利用者・職員の健康状態を把握すること。
 - ⑤ 感染症及び食中毒が発生した場合、適切に対処するとともに、対策及び拡大防止の指揮を執ること。
 - ⑥ その他、感染症及び食中毒関連の検討が必要な場合に、対処すること。
 - (3) 委員会の構成員は、役員、部長をはじめ、それぞれの部門・事業所の総括、チーフとする。なお、必要に応じてその他の職種の職員、委託業者等へ参加依頼をすることができる。
 - (4) 委員会は、適時開催する。また、感染症及び食中毒の発生時には、必要に応じて随時開催する。
- #### 3. 感染症及び食中毒の予防対策のための職員研修等に関する基本方針

(1) 研修の実施

感染症及び食中毒対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行に資するよう研修を実施する。なお、研修の実施に当たっては、厚生労働省のホームページ等を活用し、オンライン研修も行う。

(厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

(2) 訓練の実施

感染症の発生時において迅速に行動できるよう、対応を定めた本指針及びマニュアル並びに研修内容に基づき、運営基準に定めるとおり訓練を実施する。

4. 感染症及び食中毒発生時の報告方法等の方策に関する基本方針

感染症及び食中毒の発生時において、必要に応じて法令等に基づく公表、行政機関への報告、部門利用者及び家族への説明等を迅速に行う。

5. 感染症及び食中毒発生時の対応に関する基本方針

有症者の発見、患者の確定と治療及び二次感染防止対策について、必要に応じて各部門・事業所間で連携・協力し、本指針に基づいた対応を行う。

なお、給食調理業務事業者（委託業者を含む。）に対しても、本指針説明を行い、これらに基づいた対応を行ってもらう。

6. 日常の支援にかかる感染管理（平常時の対策）に関する基本方針

利用者受入時や日常業務における感染症及び食中毒予防策並びに利用者・職員の健康管理について、本指針に基づいて対応を行う。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。

なお、食中毒の予防及びまん延の防止のための委員会の開催、食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備並びに食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施が定められていないサービスにあつては、本指針中「感染症及び食中毒」を「感染症」と読み替えて適用する。